

接骨院

整骨院

は

きっちり！ しっかり！

正しくかかりましょう！

接骨院や整骨院で健康保険が使える範囲は細かく規定されています。「気持ちがいいから」だけのマッサージ代わりの利用に、健康保険は使えません。健康保険が使える範囲を理解して、正しく接骨院・整骨院を利用しましょう。

健康保険は **使えません!**

治療費は全額自己負担

- 慢性的な筋肉痛からくる肩こり
- 運動後の単なる筋肉疲労
- 病気(神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニアなど)による痛み
- 脳疾患の後遺症などの慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術
内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- 医療機関で同じ部位の治療を受けているとき
- 労災保険が適用される仕事や通勤途上でのケガ(雇用されている人)



健康保険は **使えます!**

- 骨折、脱臼(応急手当以外は、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です)
 - 急性の外傷性のケガによる捻挫、打撲、挫傷(肉離れ)
 - 負傷原因がはっきりしている骨・筋肉・関節のケガや痛み
- 健康保険でかけられる範囲は、「医師や柔道整復師の診断または判断により急性または亜急性(急性に準ずる)の外傷性の骨折、脱臼、打撲および捻挫で内科的原因による疾患でないもの」とされています。

利用の際には “基本ルール”を しっかり守る!

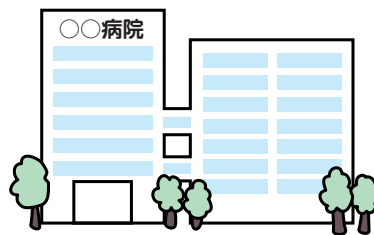
接骨院・整骨院からの健康保険への請求件数や金額が増加しています。請求のなかには健康保険の対象外の不適切なものが一部に見受けられます。健康保険の給付を賄う財源は皆さんの大切な保険料です。健康保険を利用する際には、しっかりと“基本ルール”を守りましょう。

基本ルール その1 負傷原因は、はっきり正確に伝える



施術を受ける前に負傷の原因をはっきりと正確に伝えましょう。負傷原因によっては、健康保険の対象にならないこともあります。事前に健康保険の対象になるかどうかを確認してください。

基本ルール その2 原因不明の痛みなどは医師の診察を



原因が特定できない痛みや、長期間の施術にもかかわらず症状の改善がみられない場合などは、その原因を詳しく調べる必要があります。内科的な原因も考えられますので、検査設備が整った医療機関で医師の診察を受けましょう。

基本ルール その3 療養費支給申請書は内容を 確認して自筆で記入しましょう

負傷原因、部位、
日数を確認!

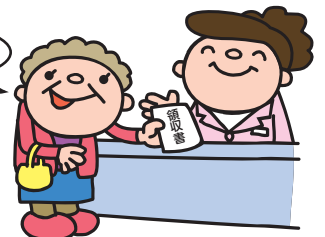
健康保険の請求に使用する「療養費支給申請書」は、内容をよく確認して自筆で署名します。利き手の負傷などやむを得ない理由がなければ代筆は認められません。氏名、住所、委任年月日に加え、「郵便番号」と「電話番号」を自筆で記入することになりました。



基本ルール その4 領収書は必ずもらって保管しておく

領収書もください

領収書を必ずもらって保管し、医療費通知と見比べて金額や日数に間違いがないか確認をしてください。領収書は医療費控除を受ける際にも必要になるので、大切に保管しておきましょう。



治療内容についてお尋ねすることがあります

接骨院・整骨院で健康保険を利用した場合は、負傷原因について文書や電話により確認させていただく場合があります。施術を受けたときの記録、領収書等を保管し、確認事項に対して回答できるようご協力をお願いします。